

令和8年度調整会議利用計画書提出にあたっての留意事項

調整会議をとおして予約ができない一般の利用者の方々に比べ有利な取り扱いとなりますのでこの留意事項を十分ご理解のうえ、利用計画書の提出をお願いいたします。

<優先行事について>

- 当センターの体育館(以下「当施設」という。)でしか行事の開催が困難な団体(競技)について、優先的に調整を行います。この場合の当施設でしか開催できない行事とは以下の行事をいいます。
 - ①高知県体操協会の実施する体操・新体操の競技大会、強化合宿等(日帰りの強化練習については、全体の調整時に行いますが、この計画書に記入の上、提出してください。)
 - ②この地域(香南市、香美市)で開催される大会

<守っていただきたいこと>

- 前年度の実績等を参考に計画的な申し込みをしてください。
- 競技団体がまとめて申し込む場合には、「この大会は傘下の〇〇連盟が主催」、「この大会の担当者(代表者)は〇〇〇で連絡先は090-〇〇〇〇-XXXX」等を明記してください。
- 予約内容が変更となった場合(高校秋季大会→一般リーグ戦など)には、できるだけ早く、変更の連絡をしてください。

<禁止事項>

【調整会議申込時】

- 一つの施設で実施できるにもかかわらず、複数の施設を申し込むこと。

【調整会議での決定後】

- 大会(試合)で予約したものを強化練習会・合宿等に変更すること。
- 予約した団体と異なる団体が利用申請すること。
- 正当な理由がなく、キャンセルすること。

<同時に 宿泊を申し込む 場合には>

- 宿泊を予約する場合には、余分な人数を申し込まずに前年度の実績等を踏まえて実態に応じた宿泊者数を記載してください。特に学校の長期休業期間中の予約については計画的にお願いします。

申請・使用料納付について

- 調整会議での予約については1か月前までに申請書提出をお願いします
- 使用料は前納です。8:30より早い時刻から利用する場合は、必ず前日までに使用料の納付をお願いします。8:30から利用する場合でも開館と同時に受付が混み合う場合がありますので、前日までの納付にご協力ください。(開館日の8:30~16:30に納付をお願いします。)
- 使用料納付時に受け取った許可書を利用当日必ず持参してください。